

岡山県 8020 推進事業評価会議実施要綱

(目的)

第1条 県民一人ひとりが生涯にわたって自分の歯で食べる楽しみが持て、良好な健康観や自立した生活を続けられる「8020健康長寿社会」の実現に向け、県が実施する8020運動推進事業の評価を行い、今後の歯科保健対策に反映させていくため、「岡山県8020推進事業評価会議（以下「評価会議」という）」を設置する。

(内容)

第2条 評価会議は、県内における歯科保健に関する課題を検討し、県が実施する8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する事業等の検討及び評価を行う。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる団体から推薦のあった者をもって構成する。

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 評価会議に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。会長に事故等があるときは、委員の中からその職務を代理する者を選び、これを補佐する。

(会議)

第5条 評価会議は、年1回会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 評価会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員の代理出席)

第6条 委員は、予め指定した者を代理人として出席させることができる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。